

市営住宅入居申込案内

小山市営住宅指定管理者ハートフル

電話 0285-32-6418

1. 入居者の資格

(1) 一般世帯の入居資格

次の①～⑦の全ての条件を満たしていることが必要です。

① 小山市内に住所または勤務場所のある方

② 現に同居または同居しようとする親族のある方

入居期日から3ヶ月以内に結婚同居する婚約者、栃木県または小山市パートナーシップ宣誓者を含む。

③ 現に住宅に困窮している方

申込者本人または同居予定の方が住宅を所有している場合は、申込できません。

離婚を前提とした申込はできません。

④ 所定の計算方法により算出した世帯の月収額が次の金額の方

一般世帯 158,000円以下、裁量階層世帯 214,000円以下

※裁量階層世帯とは、高齢者世帯・障がい者世帯・小学校就学前の子がいる世帯等が該当します。

ア 給与所得者が1人の場合の年間税込み総収入金額（未満）

（単位 円）

世帯状況	1人	2人	3人	4人	5人
一般世帯	2,968,000	3,512,000	3,996,000	4,472,000	4,948,000
裁量階層世帯	3,888,000	4,364,000	4,836,000	5,312,000	5,788,000

1世帯に収入所得者が2名以上いる場合には、すべての所得（給与の場合は給与所得控除後の額）を合算し、イの表に当てはめてください。

イ 事業所得者が1人の場合の年間総所得金額（以下）

（単位 円）

世帯状況	1人	2人	3人	4人	5人
一般世帯	1,994,800	2,375,600	2,753,600	3,134,400	3,515,200
裁量階層世帯	2,667,200	3,048,000	3,425,600	3,806,400	4,187,200

※次の場合は別途計算されますので上記早見表は利用できません。個別にお問い合わせください。

〈老人扶養親族（70歳以上）がいる場合・障がい者がいる場合・特定扶養（16歳以上23歳未満）がいる場合又は寡婦・ひとり親の場合〉

⑤ 地方税（国保税を含む）を滞納していない方

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方

⑦ 下記の条件を具備している連帯保証人のいる方

小山市内（周辺を含む）に住所を有する方・公営住宅入居者以外の方・地方税（国保税を含む）を滞納していない方・入居者の家賃債務保証（極度額：入居当初家賃の12ヶ月相当分）の出来る方

(2) 単身者の入居資格

上記（1）一般世帯の入居申込資格の②を除いた各号の条件を満たしている方かつ下記①、②の条件を満たしていることが必要です。ただし、申込できる住宅は、単身者指定住宅に限ります。

① 下記のいずれかの要件に当てはまる方

満60歳以上の方・身体障がい者（1～4級の方）・知的障がい者（重度、中度又は軽度）・精神障がい者（1級、2級又は3級）・DV被害者・犯罪被害者・生活保護受給者等

② 常時介護が必要な方の入居について

身体上または精神上に著しい障がいがあるため常時介護が必要な方は、安全確保や財産保全等の観点から、賃貸借契約の締結に際して、契約内容を丁寧に説明した上で、必要な支援を受けられているかを確認させていただきます。

2. 申込時の提出書類

(1) 市営住宅入居申込書（所定の様式）

(2) 世帯全員の住民票（本籍・続柄の表示があるもの）【市役所市民課・各出張所で発行】

※現在の同居家族全員の住民票。婚約者の方等も同様です。

(3) 世帯全員の所得を証明する書類

世帯全員（収入の無い学生は除く）の所得を証明する書類

ア 給与所得者及び事業所得者等

申込時期	提出する書類
2月、5月に申込む場合	前々年分の課税証明書と前年の源泉徴収票又は確定申告書の写し
8月、11月に申込む場合	前年分の課税証明書

※前年または今年の途中で就職・転職した場合は、雇主が証明した申込月の前月まで1年間の給与支払証明書（所定用紙）と給与明細書の提示

イ 年金受給者

申込時期	提出する書類
2月、5月に申込む場合	前々年分の課税証明書と前年の公的年金等の源泉徴収票又は確定申告書の写し
8月、11月に申込む場合	前年分の課税証明書

ウ 無職無収入の方

区 分	提出する書類
無職無収入の方	無職無収入を証明する書類（市町村長又は民生委員）
退職された（失業中の）方	会社の退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証等
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書

【課税証明書は市役所市民課または各出張所、無職証明は市役所市民税課または各出張所にて発行】

(4) 納税証明書（市県民税、国保税、固定資産税、軽自動車税）を一式で。（5月に申込む場合のみ前年度、他の月は当年度）【市役所市民課・各出張所で発行】

※生活保護受給者、同居者で無収入者は不要です。

(5) その他添付書類

次のいずれかに該当される方は、上記以外に、下記の証明書等の提出が必要です。

内 容	提出する書類
婚約者の場合	誓約書と婚約証明書（所定の書式） 婚姻後14日以内に住民票の提出
パートナーシップ宣誓者	栃木県または小山市のパートナーシップ宣誓証明カード
別居親族が同居する場合	戸籍謄本
単身者	戸籍謄本および単身入居申立書（所定の様式）
寡婦・ひとり親家庭	戸籍謄本
障がい者等	身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳等の提示
高額家賃が理由の方	賃貸契約書と家賃の領収証（通帳）の提示
立退き要求が理由の方	立退き要求が判る書類（自己過失の場合は否）
転勤（就職）による場合	勤務することが確実なことを証する証明書（勤務先の証明書等）
DV被害者の方	裁判所の保護命令決定書の写し、とちぎ男女共同参画センターの証明書、配偶者暴力対応機関又は民間支援団体が発行する確認書のいずれか
犯罪被害者等	犯罪等被害状況申告兼確認同意書 交通事故証明書（交通事故の場合）

必要に応じて上記以外にも書類を提出していただくことがあります。なお受理した提出書類は、お返しできません。

3. 募集方法

(1) 令和7年度募集期間（土・日曜日、祝祭日、休日を除く）

	募集期間	抽選予定日	入居可能日
第1回	5月1日（木）～5月16日（金） 【住宅開放予定日5月11日（日）】	6月13日（金）	7月1日
第2回	8月1日（金）～8月15日（金） 【住宅開放予定日8月10日（日）】	9月9日（火）	10月1日
第3回	11月4日（火）～11月14日（金） 【住宅開放予定日11月9日（日）】	12月2日（火）	1月1日
第4回	2月2日（月）～2月13日（金） 【住宅開放予定日2月8日（日）】	3月10日（火）	4月1日

※住宅開放予定日とは、募集住宅を開放して、自由に見学できる日のことです。

※抽選予定日、住宅開放予定日は、都合により変更になる場合があります。

なお、ひとり親世帯、子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、DV被害者世帯、犯罪被害者等世帯にあっては、指定募集住宅がある時には優先的に申込みができます。（詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。）

(2) 受付場所 小山市営住宅指定管理者ハートフル（小山市西城南3-15-5 清風館110）

(3) 募集住宅・戸数及び家賃

受付開始日1～2日前に確定します。窓口にお問い合わせ下さい。（ハートフル TEL：32-6418）

(4) 選考方法

ひとつの募集住宅に入居申込者が複数いた場合は、公開抽選（くじ引き）により入居者を決定します。

また、多数回落選している方（2回連続以上落選または前5回中3回以上落選）には、くじ引き回数を増やす優遇措置があります。

4. 入居にあたって

(1) 市営住宅は住居として使用する以外の利用を認めていません。

(2) 入居時に敷金（家賃の3ヶ月分）を納めていただきます。

(3) 動物等の飼育は禁止されています。違反した場合、市営住宅を退去していただくことになりますのでご注意ください。

(4) 毎月の住宅使用料、駐車場使用料は原則口座振替になります。（月末に振替）

(5) 風呂場における浴槽、風呂釜（一部住宅を除く）は設置されていません。

(6) 自家用車は、迷惑駐車とならないよう決められた場所に駐車して下さい。

駐車場は1戸1台です。駐車場使用料は、2,000円（駐車場のない住宅もあります。）

(7) 市営住宅には、多くの方が入居されています。快適な共同生活を営むためには、「他人への思いやり」や「お互いの協力」が必要です。入居されましたら、明るく楽しい生活の場所となるようご協力下さい。

5. その他

(1) 入居申込は、一世帯につき一住宅に限ります。

(2) 入居申込の際は、印鑑を持参して本人が提出してください。

(3) 入居申込書類について、不正が判明した場合、入居許可を取り消します。

(4) 市営住宅の家賃は入居者の所得に応じて毎年決定されます。

(5) 市営住宅退去時には、畳、ふすまの張替え、その他の修繕費用を負担していただきます。

※市営住宅受付期間は、ホームページでも募集住宅が掲載されます。

ハートフルホームページ <https://omhdm.net/>

市営住宅案内図

